

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200806	有限会社幸崎タクシー (法人番号 9240002053170) 代表 者石原守	広島県三原市幸崎能地3丁 目3番21号	本社営業所	広島県三原市幸崎能地3丁 目3番21号	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和2年7月21日、情報提供を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	0	0
20200812	合同タクシー株式会社 (法人番号 8240001025840) 代表 者大星修也	広島県呉市築地町4番32号	広営業所	広島県呉市広白岳1丁目2- 67	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	道路運送法第27条3 項、道路運送車両法 (以下「法」)第48条、法 第49条及び法第58条1 項	令和元年7月17日及び同年8月8日、当該事業者より無車検運行を行った旨の自己申告を受けたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)無車検運行(運輸規則第45条)、(6)事業用自動車の定期点検整備義務違反(運輸規則第45条第1号)、(7)定期点検整備記録簿の保存義務違反(運輸規則第45条第2号)、(8)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	7	7